

平成 23 年度第 1 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 23 年 10 月 26 日（水） 午後 3 時 30 分から

2 場 所 葛飾区役所 新館 7 階 703 会議室

3 出席者

委 員 西村孝一委員、轟朝幸委員、鈴木シズエ委員（全員出席）

事務局 笥 勲総務部長、石井契約管財課契約係長ほか契約管財課職員 4 名

4 概 要

●議事（1）平成 23 年度入札契約執行状況（平成 23 年度上半期）について

事務局より平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

【主な質疑等】

A 委員 工事、物品等の総括的な入札結果をみて、特に設計委託の落札率が他と比べ低い。

事務局 設計委託に関しては、低い価格で落札している傾向となっている。落札業者から事情聴取すると、設計業界の過当競争や実績を得るためとのことである。区としては、安かろう悪かろうにならないよう落札業者に指導し品質確保に努めている。

B 委員 仕様書どおり履行されれば問題はないと思うが、あまりにも低い価格だとどうかと思う。

事務局 防止策として最低制限価格を設ける方法もあるが、一長一短があり何とも言えない状況だ。

●議事（2）抽出審議について

平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である西村委員が抽出した、制限付一般競争入札 2 件、公募型指名競争入札 3 件、指名競争入札 3 件、随意契約 3 件について事務局より入札経過を説明し審議を行った。

【主な質疑等】

〔葛飾区総合スポーツセンター体育館及び陸上競技場電気設備改修工事〕

（制限付一般競争入札）

B 委員 工事案件としては落札率が低い。

事務局 この工事案件は、「低入札価格調査制度」適用対象工事で、入札金額が調査基準価格を下回ったため、「低入札価格調査委員会」を設置し、その履行の可否を

審査した。事業者に対し、経営状況の調査や設計価格と事業者積算価格の比較等の技術調査をした結果、経営上の問題点や、履行能力に関する問題点は見受けられなかったため、落札者として決定した。

C 委員 低入札の原因として、設計価格の積算に問題はないか。また、何か特殊な工事内容となっているのか。

事務局 積算については、東京都の積算基準を適用している。工事内容は老朽化した電気設備機器の入れ替えなので、特殊な工事内容ではない。

B 委員 区内業者と区外業者の共同企業体が落札しているが。

事務局 本案件は、区内業者が単独で入札参加できない大型工事のため、区内業者を含めた共同企業体での参加を条件とした制限付一般競争入札方式で入札を行ったものである。

B 委員 入札に参加した共同企業体は、全て区内業者と区外業者の組み合わせだがそれぞれ下請け関係があるのか。

事務局 区ではそこまで把握していない。工事实績などの入札参加要件を満たした企業同士なら組み合わせについての要件は付けていない。

[西亀有小学校トイレ改修その他工事] (制限付一般競争入札)

[柴又小学校トイレ改修工事] (公募型指名競争入札)

B 委員 この案件は、どちらも学校のトイレ改修工事だが、入札方法が制限付一般競争入札と公募型指名競争入札と違うのはなぜか

事務局 区の発注要綱により、工事予定価格 1 千万円以上 4 千万円未満の案件は公募型指名競争入札、4 千万円以上の案件は制限付一般競争入札で行うこととなっており、今回同じ工事内容だが予定価格の違いで入札方法が異なったもの。

[葛飾区双葉保育園新築工事基本・実施設計業務委託] (公募型指名競争入札)

B 委員 この設計委託案件も、落札率が 24.1%と非常に低いものとなっている。

事務局 繰り返しになるが、設計業界の過当競争や実績を得るためと考えられる。安かろう悪かろうにならないよう落札業者に指導し品質確保に努めている。

B 委員 入札参加資格要件に保育園の設計実績を求めているが葛飾区の実績か。

事務局 区に限らず、他自治体や民間の保育園設計の請負実績を求めている。

従来、基本設計と実施設計を分割発注していたが、低入札を防止するため本案件は、基本設計・実施設計を合わせて入札を行ったが効果がなかった。

B 委員 抽出案件以外の設計委託案件でも落札率が 50%を切る案件がいくつかある。

C 委員 低入札は設計業界の過当競争の結果と思われる。

[葛飾あらかわ水辺公園草刈り] (指名競争入札)

[駅前広場清掃業務委託 (新小岩東北)] (指名競争入札)

〔放置自転車搬送業務等委託〕（指名競争入札）

〔資源回収業務委託（１）〕（公募型指名競争入札）

B 委員 　　いずれの案件も落札金額がほぼ予定価格に近い 99.9%という高い落札率になっている。この４件の他にも特に清掃関係の委託契約の案件に、落札率の高いものがみられる。健全な競争入札の結果とは思えない。

事務局 　　清掃や草刈りなどの業務委託は、区内業者育成の観点から、毎年区内業者のみで競争入札を行っている。また、予定価格を事前公表しているのも、こういう結果になっているものと思われる。

B 委員 　　区内業者育成の観点は理解できる。指名競争入札で実施したにもかかわらず、この、高い落札率の結果はいかがと思う。

A 委員 　　予定価格とほぼ同金額というのは、本当にやる気があって入札しているのか疑問である。また、人件費等の積算内訳はあるのか。

事務局 　　委託契約は総価契約なので、人件費の積算内訳までは判らない。

A 委員 　　業務内容で人件費が主なものは、内訳書を提出させるべきではないか。

C 委員 　　予定価格を事前公表しているのも、積算をしないで入札をしているのではないか。予定価格の事前公表にも問題がありそうだ。

B 委員 　　高い落札率での入札が繰り返されているようならば、競争入札の意味がない。競争原理が働くような何らかの改善策が必要ではないか。

事務局 　　改善策はなかなか難しいとは思いますが、区として考えて行きたい。

〔葛飾区廃棄物運搬請負契約（資源・粗大）（単価契約）〕（特命随意契約）

C 委員 　　随意契約の理由書は合理的でなければならない。この随意契約の理由になっている「覚書」についてだが、覚書が平成 12 年に結ばれて 10 数年たっているのに、見直しをしていないのか。

事務局 　　この「覚書」は都から区へ清掃事業の移管に伴い結ばれたもので、期間は「当分の間」という記述になっており、明確な期限は明記されていない。

C 委員 　　時代の変化もあるので、柔軟に対応すべきだ。

B 委員 　　清掃事業の経緯は理解できるが、「覚書」を根拠に随意契約を繰り返しているのは健全な契約のあり方ではない。

〔葛飾区立細田小学校給食調理業務委託（長期継続契約）〕（特命随意契約）

事務局 　　学校給食の調理業務委託契約の業者選定については、競争入札になじまないものでプロポーザル方式により行っている。

B 委員 　　長期継続契約は何年間の契約か

事務局 　　3 年間の契約で、3 年ごとにプロポーザルで業者選定を行っている。この案件は 3 年目の契約である。

[商店街宅配等サービスモデル事業業務委託] (特命随意契約)

C 委員 この随意契約の理由を、前年の契約で投資をしているので同じ業者と契約をするのが経費節減の観点から有利であるとしているが、競争入札をすればこの金額より低い金額での落札も考えられるし、もし有利であるなら前年の業者が落札をすると思うので、この案件は競争入札で行うべきだ。

A 委員 この種の事業は、商店街が自ら行うもので、区が行う事業なのか。

事務局 現在、商店街活性化支援策のモデル事業として区が行っている現状である。将来的には商店街が行うようにしてゆく予定である。

●議事 (3) 指名停止措置の運用状況について

事務局より平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの間の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

●議事 (4) 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの間の低入札価格調査制度の運用状況について報告を行った。

●議事 (5) 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査結果について

審査を実施した 15 件の工事案件について事務局より説明を行った。

【主な質疑等】

B 委員 審査後に、設計の見直しを行った結果、設計金額が増額となっているのはなぜか。

事務局 専門員による指摘事項の内容は減額要素・増額要素ありますが、指摘事項の設計を見直した結果、増額要素の方が多かったため。

B 委員 現在何名で審査しているのか。

事務局 土木の専門員 1 名と建築の専門員 1 名、計 2 名である。

B 委員 今後も状況を報告して下さい。

5 その他

(1) 苦情申し立てへの対応状況について

なし

(2) 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

なし

以上